

## 別表十（九）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、投資法人が措置法第67条の15第1項（投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「評価・換算差額等の額等12」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。
  - (1) 当該事業年度が令和6年2月1日前に開始した事業年度である場合 令和6年1月改正前の措置法規則第22条の19第2項第4号（投資法人に係る課税の特例）に規定する評価・換算差額等に区分された金額、同号に規定する新投資口予約権に区分された金額、同号に規定する新投資口申込証拠金に区分された金額及び同号に規定する自己投資口に区分された金額の合計額
  - (2) (1)に掲げる場合以外の場合 措置法規則第22条の19第2項第4号（投資法人に係る課税の特例）に規定する新投資口予約権に区分された金額、同号に規定する新投資口申込証拠金に区分された金額及び同号に規定する自己投資口に区分された金額の合計額